山村地域活性化住宅の制度概要

【趣旨・目的】

山村地域への定住のきっかけづくりをし、結婚、子育て等により家族を形成する時期にある世代を中心とした移住により山村地域の活性化とコミュニティの維持を図ることを目的として、山村地域での居住を希望する方に対し、低廉な使用料で一時的に居住することのできる住宅を供給しています。

なお、本住宅は山村地域への定住を目的とした制度であり、**二拠点生活（いわゆる二重居住）は認められません。入居に当たっては住民票を当該住宅所在地へ移していただくことが必要です。**

山村地域活性化住宅へ入居いただき、山村地域での居住を体験しながら定住をぜひご検討ください。

【入居期間】

８年間　※入居期間の更新はありません。

【入居者資格】

次の要件のすべてに該当することが必要です。

①**申込時において申込者またはその配偶者の年齢が４０歳未満であること。**

②**入居する人数が住戸の入居人数と適合していること。**

③同地区の山村地域活性化住宅へ入居したことがないこと。

④申込者及び同居者が市町村税の滞納がないこと。

⑤申込者及び同居者が暴力団員または暴力団関係者でないこと。

＊ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員等であるか否かの確認のため愛知県警察本部に照会することがあります。

※このほか入居にあたり地域活動へ参加すること等必要事項に誓約いただきます。詳細は別紙「豊田市山村地域活性化住宅入居申込書」の裏面をご確認ください。

※**入居者資格の要件①・②に該当しない場合であっても条件により入居できます。詳しくは、５ページの「入居者資格の要件①・②に該当しない場合の申込み」をご確認ください。**

【使用料】

使用料は、**住戸使用料**・**駐車場使用料**・**共益費**を一括して徴収します。

住戸使用料・駐車場使用料・共益費は、６～７ページの「山村地域活性化住宅一覧」をご確認ください。

【敷金】

住戸使用料・駐車場使用料・共益費の**合計金額３か月分**（駐車場を使用しない場合、もしくは２台分の駐車場を使用する場合であっても、敷金に含まれるのは１台分の駐車場使用料です。）

※退去時に使用料等の未納があるときは、この敷金を充当する場合があります。

【駐車場】

駐車場には車両制限があります。**（車長４９０cm 以下、車幅１８０cm 以下）**

駐車場使用料・駐車場使用可能台数は、６～７ページの「山村地域活性化住宅一覧」をご確認ください。

【内覧】※内覧は予約制です。

内覧を希望される方は、該当地区の市役所支所が窓口になりますので、事前にご連絡ください。

地区	支所名	住所	電話番号
旭地区	旭支所	豊田市小渡町船戸 15-1	0565-68-2211
足助地区	足助支所	豊田市足助町宮ノ後 26-2	0565-62-0601
稲武地区	稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下 1-1	0565-82-2511
小原地区	小原支所	豊田市小原町上平 441-1	0565-65-2001
下山地区	下山支所	豊田市大沼町越田和 37-1	0565-90-2111

９：００～１６：００（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

稲武地区の内覧は、毎月第２火曜日午前１１時から午後４時の間で行います。

申込みの方法・時間・注意事項

【方法・時間】

●山村地域活性化住宅への申込みにあたっては、以下１～３の方法で申込みいただけます。

1　**豊田市営住宅管理事務所**へ申込書等を持参する場合

受付時間：９：００～１７：００（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

2　**市役所支所窓口**へ申込書等を持参する場合

受付時間：９：００～１６：００（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

3　**あいち電子申請・届出システム**から申請する場合

受付時間：２４時間３６５日（メンテナンス等による利用停止の場合を除く。）

※右のＱＲコードを読み取り、手続きください。

QR コード

【注意事項】

●申込みは１世帯１住戸になります。

●募集住戸ごとに先着順で受付けを行います。（申込みが重複した場合は、受付時間で判断します。）

●市ホームページにて空き住戸情報を公開していますのでご確認ください。

５ページ「空き住戸情報」に市ホームページのＱＲコードを記載しているのでそちらからご確認ください。

●空いていない住戸へは申込みいただけません。

●申込みにあたり入居希望日を記載いただきますが、入居準備のための修繕等により希望に添えない場合があります。また、申込みから３か月以上先の日付は希望日として記載いただけません。

●申込時に入居資格審査を行いますので、４ページにある「申込時に必要な書類」を添付してください。書類が不足して入居資格審査ができない場合、受付けできません。

●あいち電子申請・届出システムで申込みをされる場合は、「申込時に必要な書類」を写真で撮影いただき、写真データを添付していただきます。「申込時に必要な書類」の原本は、後日提出いただくので破棄しないでください。

●虚偽の申込みをされた方の受付けは無効になり、今後の受付けも一切いたしません。

●申込み後に住所を変更された方は、速やかに市営住宅管理事務所へ申し出てください。

●**次の場合は、入居資格審査後であっても入居の資格を失います。**

①申込資格がないことが判明したとき。

②虚偽の申込みをしたことが判明したとき。

③入居予定者の変更（出生・死亡の場合を除く。）があったとき。また、入居予定者の死亡・入居辞退等により入居人数に変更があったとき（適正な入居人数の住戸へ申し込んだ場合は除く。）

④指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされないとき。

⑤正当な理由がなく、事前に連絡せずに入居説明会を欠席されたとき。

⑥入居指定日から２週間以内に入居予定者全員が入居できないとき。

⑦市の管理する住宅において未納家賃、使用損害金その他賃貸借契約書等から生ずる債務があるとき。

申込みから入居まで

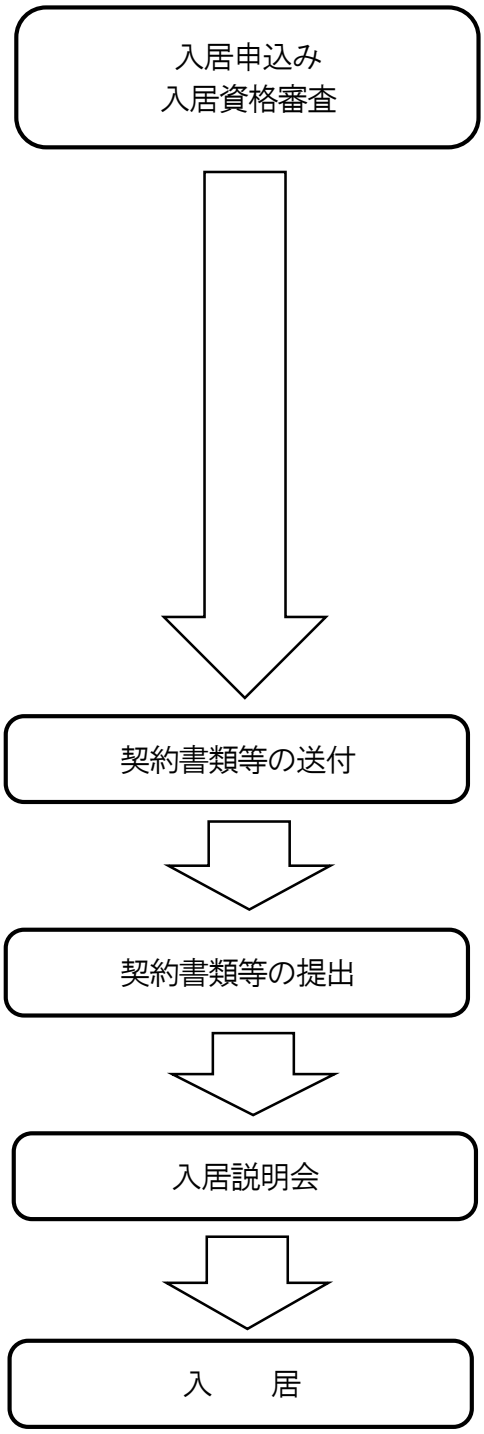

入居資格審査に必要な書類を添付し申込みください。
（４ページ参照）

提出された書類により入居資格に適合しているか審査します。

入居資格のない方及び書類の揃わない方は受付けできません。

あいち電子申請・届出システムで申込みをされる方は、電話等で連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。

入居資格審査は日本語で行います。窓口へお越しの場合、日本語が話せない方は可能な限り日本語の分かる方とお越しください。（通訳サービスの利用状況により対応できない場合があります。ご了承ください。）

入居が決定しましたら、入居説明会の案内と賃貸借契約書、敷金の納付書等を送付します。

賃貸借契約書を作成して豊田市営住宅管理事務所へ提出してください。
また、提出までに金融機関で敷金を納付してください。

入居説明会後に住宅の鍵をお渡しします。

入居指定日から２週間以内に入居予定者が入居してください。

申込み・契約等手続き

【申込時に必要な書類】

●下記の書類をすべてご用意ください。

①**山村地域活性化住宅入居申込書**

※あいち電子申請・届出システムで申込みいただく場合は不要です。

②**入居する方全員の住民票の写し**（続柄・本籍が記載されているもの）

※住民票の写しは、必ず「**省略されていないもの**」と申請してください。

③**納税証明書・完納証明書等**

※現在または最近まで収入のあった方全員の市町村税に**滞納がないことを証明するため。**

④この他、豊田市営住宅管理事務所が必要と判断し、提出を指示した書類

【あいち電子申請・届出システムでの申込み】

●あいち電子申請・届出システムで申込みいただく場合は、この申込案内書のほかあいち電子申請・届出システム内の説明欄等もよくご確認ください。

●あいち電子申請・届出システムで申込みいただいた際、申込みされた住戸が既に受付けにより埋まっていた場合や申込内容・添付書類に不備不足があった場合等は、豊田市営住宅管理事務所から電話等でご連絡させていただきます。

●この場合、正していただいた情報等を再度申込みいただくことによって初めて受付完了となります。

【契約手続き及び入居】

●入居が決定した方には、入居決定通知書を送付します。通知書には入居可能日や入居説明会の案内等を記載し、あわせて賃貸借契約書、敷金の納付書等を封書で送付します。

●契約には、**連帯保証人１名**（独立した生計を営む人で、確実な保証能力を有する親族又は豊田市内在住者）が必要です。なお、豊田市の指定する家賃債務保証会社を利用することも可能です。

●**緊急連絡先１名**（親族、友人又は知人等何かあった際に連絡窓口になっていただける方。連帯保証人と兼ねることも可能）が必要です。家賃債務保証会社は緊急連絡先になれません。

●契約書等を作成し、敷金を納付のうえ入居説明会に契約者ご本人が出席してください。

※①入居申込者本人と連帯保証人１名が署名・実印の押印した賃貸借契約書、②入居申込者本人と連帯保証人の印鑑登録証明書、③連帯保証人の本籍記載の住民票の写し、④納税証明書・完納証明書等、⑤その他誓約書等が必要となります。

●入居は入居可能日から２週間以内に、入居予定者全員で入居してください。

【入居後の注意事項】

●地元の自治区や住宅の自治会に参加してください。

●区費・自治会費等が必要になります。

●地域活動（清掃、草刈り等）に参加してください。

●犬、猫、鳥などの飼育は、近隣の入居者の方に迷惑をかけることになりますので、固くお断りします。

※入居後に飼育していることがわかったときは、退去していただきます。

●共益費として共用部分の管理に係る費用を徴収しますが、住宅毎に費用として徴収せずに入居者で管理していただいていること（清掃、草刈り等）もあります。この場合、他の入居者等からの求めに応じ共用部分の管理に努めてください。

●山村地域活性化住宅は共同住宅ですので、快適な共同生活が送れるようお互い協力してください。

入居者資格の要件①・②に該当しない場合の申込み

山村地域活性化住宅の入居者資格の要件①・②に該当しない場合であっても、下記の条件１・２・３をすべて満たすことにより入居いただくことができます。

【入居者資格（要件①・②再掲）】

①**申込時において申込者またはその配偶者の年齢が４０歳未満であること。**

②**入居する人数が住戸の入居人数と適合していること。**

【条件１（募集期間）】

●募集開始から３か月が経過しても入居がない住宅であること。

例）令和７年５月１日から募集している住戸の場合

令和７年５月１日
募集開始

→ ３か月

令和７年８月１日以降
入居者資格の要件①・②に
該当しない場合でも申込可能

【条件２（住戸使用料）】

●６～７ページ「山村地域活性化住宅一覧」に記載の毎月の住戸使用料に５，０００円を加算すること。

※入居後に入居者資格の要件①・②を満たした場合でも、**加算した住戸使用料は減額しません。**

例）駐車場１台を借りて「おちべ住宅」に入居する場合

住戸使用料	３５，０００円
加　　算	５，０００円
駐車場使用料	５００円
共　益　費	１，３００円
使用料合計	**４１，８００円**

【条件３（入居人数）】

●同一地区で募集している全ての住戸に、入居する人数が適合する住戸がないこと。

例）５０歳単身者で△△住宅を希望している場合

単身で入居できる〇〇ハイツがあるため、△△住宅には入居申込できない。

地区名	住宅名	備考	入居人数	間取り
稲武	〇〇ハイツ	集合	１～２	１ＤＫ
	△△住宅	戸建	２～７	３ＬＤＫ

空き住戸情報

市ホームページにおいて、毎日（土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）１０時までに前日までの申込・空き住戸状況を掲載します。

そちらに入居者資格がない方の申込みが可能な住戸であるかも記載いたしますので、適宜ご確認ください。（下のＱＲコードから市ホームページをご確認いただけます。）

リアルタイムな情報が知りたい場合は、業務時間内に豊田市営住宅管理事務所まで直接お問い合わせください。

豊田市ＨＰ